

第二種特定鳥獣管理計画(案)に係るパブリックコメントの結果について

案 件 名 : 第3期ツキノワグマ管理計画

募集期間 : 令和4年3月1日～令和4年3月22日

意見件数 : 1通 延べ7件

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
1. 計画策定の目的とその背景と経緯		
<p>生息数の増加により被害が増加したため、捕獲を進めるという単純な記載に終始しており、防除対策、錯誤捕獲に関する記述が不十分。</p>	1	<p>本計画において、被害防除対策については、8(3)人身被害等の防止対策に詳細を記載しており、各市町はもとより、県民へのリーフレットの配布やフォーラム、セミナーの開催などにより普及啓発することとしております。</p> <p>また、錯誤捕獲については、本計画を基に策定する県の捕獲許可要領において、イノシシ檻に錯誤捕獲防止用の脱出口を設けることや、くくりわなの12cm規制を記載しております。</p>
<p>生息域の拡大は必ずしも生息数の増加を伴わず、なぜ生息域が拡大したのかの検証が必要である。</p>	1	<p>本県の生息数については、能登地域への分布拡大や里山活動個体の増加(目撃件数、モニタリング調査)、捕獲頭数が捕獲上限頭数を下回っている状況に加え、今般のベイズ法による個体数推定により、増加していると考えております。引き続き、里山でのモニタリングを実施し、生息数や生息域の拡大要因の検証を強化してまいります。</p>
<p>個体数管理で個体数維持と被害防止はできない。</p>	1	<p>貴重なご意見としてお伺いしたいと思います。</p>
5. 現状		
<p>捕獲数から生息数、自然増加率を求める「階層ベイズ法」を用いて生息数推定値を算出することは不適切である。</p>	1	<p>階層ベイズ法による個体数推定は、過去17年分のクマの個体数変化に関する各種データ(従来の定点観測調査も含む)を基に統計的に処理されており、国や他の自治体でも利用されるなど、従来の定点観察調査に比べ信頼度は高いと考えております。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
8 目標を達成するための施策		
<p>個体数調整捕獲の定義が曖昧で有害捕獲と区別がつかない。</p>	1	<p>個体数調整捕獲は、個体群を安定的に維持していくために、捕獲上限頭数の範囲内で計画的に捕獲するものです。有害鳥獣捕獲については、人身被害等が発生した場合、またはその恐れがある場合、実施する捕獲としております。</p> <p>いずれも本計画を基に策定した要綱により実施しております。</p>
<p>捕獲したクマの死体は埋設して熊胆等が利用されないようにするといったことを明記すべき。</p>	1	<p>捕獲物の処理等については、本計画を基に県が定める捕獲要領に記載しております。</p>
<p>これまでの錯誤捕獲の件数、放獣結果を具体的に記すべき。また、今後の取り組みについても具体的記述が必要である。</p>	1	<p>放獣結果については、本計画図8のグラフに示しておりますが、過去に県の研究機関において、調査目的で捕獲し発信器を装着後、放獣した個体数であり、平成25年度以降は調査捕獲(放獣)は行っておりません。</p> <p>本計画では、クマの生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、県内を3つの地域に区分し、それぞれ地域区分毎に施策の基準を定め、管理目標の達成のための施策を実施することとしております。</p> <p>なお、錯誤捕獲防止のためのわなの基準や錯誤捕獲があった場合の個体の放獣については、本計画を基に県が定める捕獲要領に記載しております。</p>